

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

## 目次

規 則	ページ
○北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課)	1
○北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (循環型社会推進課)	1
○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課)	2
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則…………… (産業振興課)	2
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課)	2
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農政課)	3
○北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (漁港漁村課)	3
○砂防法施行細則の一部を改正する規則…………… (砂防災課)	4
○北海道規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則…………… (法制文書課)	4
○北海道職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則…………… (職員厚生課)	4
○北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則を廃止する規則…………… (商工金融課)	4
○北海道農家負債整理促進条例施行規則を廃止する規則…………… (農業経営課)	4
○北海道営草地整備改良事業に係る分担金の額を定める規則及び北海道営農用水事業 に係る分担金の額を定める規則を廃止する規則…………… (農業施設管理課)	5
○北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する 規則を廃止する規則…………… (漁業管理課)	5
○北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則を廃止する規則…………… (建築指導課)	5
○北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例施行規則を廃止する規則 …………… (企業局発電課)	5
○北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則を廃止する規則…………… (警察本部総務課)	5
○北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程を廃止する訓令…………… (法制文書課)	5

## 規 則

北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

### 北海道規則第19号

北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道固定資産評価審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第158号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第8条中「はかつて」を「諮って」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第20号

北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則（昭和24年北海道規則第179号）の一部を次の  
ように改正する。

題名を次のように改める。

北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則

第1条第1項中「北海道胞衣及び産わい物処理条例」を「北海道胞衣及び産わい物処理条  
例」に、「の規定による胞衣及び産わい物処理所」を「に規定する胞衣及び産わい物の処理  
所」に改める。

第2条第1項中「処理所設置」を「処理所の設置」に改め、同項第1号中「その」を「、  
その」に、「写」を「写し」に改め、同項第2号中「処理所設置」を「処理所の設置」に改  
め、同項第3号中「がわかるように長さ」を「及び縮尺」に、「こと」を「こと。」に改め、  
同項第5号中「申請人」を「申請者」に改め、同項第7号中「の」を「とすること。」  
に改め、同項第10号中「申請人」を「申請者」に、「決議書」を「議決書」に、「写」を  
「写し」に改め、同条第2項中「の変更又は廃止の」を「を変更し、又は廃止する」に改め  
る。

第3条第1項第1号中「申請人」を「申請者」に、「名称」を「、その名称」に改め、同  
項第2号中「使用処理所」を「使用する処理所」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、収集処理事業の内容を変更し、又は収集処理事業を廃止する場合に準用  
する。ただし、同項第2号又は第4号に掲げる事項を変更したときは、5日以内に知事に  
届け出なければならない。

第4条中「以下経営者」を「以下「経営者」」に、「の各号」を「に定めるところ」に改

め、同条第1号中「、厚板、」を削り、「不浸透質物をもって造り」を「液体が浸透しない材料で作りに」に改め、同条第2号中「申し込み」を「申込み」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3号中「申込」を「申込み」に改め、同条第5号中「湿漏させない」を「漏えいさせない」に改め、同条第8号中「、年齢及び」を「及び年齢並びに」に、「若しくは」を「又は」に、「呈示させる」を「提示させる」に改める。

第6条中「除き」を「除き、」に改める。

第7条第1号中「処理所設置等」を「処理所の設置等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

2 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項中「北海道胞衣及び産わい物処理条例（）」を「北海道胞衣及び産わい物処理条例（）」に、「北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則」を「北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則」に改め、同項(2)中「第3条第2項」を「第3条第2項ただし書」に改める。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第3章中第34条の次に次の2条を加える。

（記念保護樹木に係る行為の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為）

第34条の2 条例第28条第1項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げる行為に附帯して行う枝の切除及び葉の除去とする。

（記念保護樹木に係る届出を要しない行為）

第34条の3 条例第28条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 枯損した枝の切除

(2) 危険防止の目的に照らして必要最小限度である枝の切除

(3) つる類の除去

(4) 野生鳥獣の保護増殖のために行う巣箱の設置

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	「	オシロスコープ	」	4,800円
	「	オシロスコープ	」	
	「	ロジックアナライザー	」	
4,800円	」	20円	」	
2,900円	」	520円	」	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1札幌高等技術専門学院の項中「40人」を「30人」に改め、同表滝川高等技術専門

学院の項を削り、同表網走高等技術専門学院の項中	「	住宅サービス科	2年	
		観光ビジネス科	1年	

-	-	20人
-	-	20人

を「住宅サービス科 2年 -」

-	20人
---	-----

に改め、同表室蘭高等技術専門学院の項中「観光ビジネス科」

-	塗 装 科	1年	20人
1年	-	-	30人

を「- -」

塗 装 科	1年	20人
-------	----	-----

に改め、同表苫小牧高等技術専門学院の項中

金 属 加 工 科	1年	-	-	20人
O A 事 務 科	1年	-	-	30人

を「金属」

加 工 科	1年	-	-	20人
-------	----	---	---	-----

に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第24号**

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成何年度北海道営第何回岩見沢競馬、平成何年度北海道営第何回旭川競馬、平成何年度北海道営第何回帯広競馬、」を「及び」に改め、「及び平成何年度北海道営第何回北見競馬」を削る。

第30条第2項中「道が管理する」を「条例第2条に規定する競馬場の」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第25号**

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項第2号中「掘さく」を「掘削」に改める。

第8条第1項中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条第2項中「けい留施設の」を「係留施設の」に、「泊地及びけい留施設利用証」を「泊地及び係留施設利用証」に改め、同条第3項中「泊地及びけい留施設利用証」を「泊地及び係留施設利用証」に、「けい留施設を」を「係留施設を」に改め、同条第4項中「泊地及びけい留施設利用証」を「泊地及び係留施設利用証」に改める。

第9条中「終った」を「終わった」に改める。

第10条第5項中「を知事」を「により知事」に改める。

第11条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条第5項中「貼り付けて」を「はり付けて」に改める。

第16条の見出し中「泊地及びけい留施設利用料」を「泊地及び係留施設利用料」に改め、同条中「泊地及びけい留施設利用証」を「泊地及び係留施設利用証」に、「けい留施設を」を「係留施設を」に改める。

第18条第2項第3号中「けい留施設」を「係留施設」に改める。

別記第1号様式その2中「掘さくの」を「掘削の」に改め、「平成」を削り、「土砂の採取」を「土砂の採取 さく」を「土地の掘削」に改める。

別記第3号様式中「甲種漁港施設の泊地及びけい留施設利用入（出）港（台帳）」を「甲種漁港施設の泊地及び係留施設利用入（出）港（台帳）」に、「甲種漁港施設の泊地及びけい留施設を利用入（出）港」を「甲種漁港施設の泊地及び係留施設を利用入（出）港」に、「けい留施設」を「係留施設」に改める。

別記第4号様式（表）中「漁港泊地及びけい留施設利用証」を「漁港泊地及び係留施設利用証」に、「の泊地及びけい留施設」を「の泊地及び係留施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同様式（裏）中「の泊地及びけい留施設」を「の泊地及び係留施設」に、「泊地及びけい留施設利用届」を「泊地及び係留施設利用届」に、「けい留施設

の」を「係留施設の」に改める。

別記第9号様式（裏）中「停けい泊」を「停係泊」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道漁港管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道漁港管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

3 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「泊地及びけい留施設利用証」を「泊地及び係留施設利用証」に改める。

砂防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第26号

砂防法施行細則の一部を改正する規則

砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号オ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第13号中「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）に基づき施行される」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第8条第1項又は第9条第1項の規定により行う」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第27号

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則（平成14年北海道規則第115号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第28号

北海道職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則

北海道職員の共済制度に関する条例施行規則（昭和28年北海道規則第87号）は、廃止する。

#### 附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による廃止前の北海道職員の共済制度に関する条例施行規則第5条の規定は、北海道職員の共済制度に関する条例を廃止する条例（平成21年北海道条例第38号）附則第2項各号に掲げる日のいずれか早い日までの間は、なおその効力を有する。

北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第29号

北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則を廃止する規則

北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則（昭和32年北海道規則第63号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道農家負債整理促進条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第30号

北海道農家負債整理促進条例施行規則を廃止する規則

北海道農家負債整理促進条例施行規則（昭和31年北海道規則第124号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道営草地整備改良事業に係る分担金の額を定める規則及び北海道営営農用水事業に係る分担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第31号

北海道営草地整備改良事業に係る分担金の額を定める規則及び北海道営営農用水事業に係る分担金の額を定める規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道営草地整備改良事業に係る分担金の額を定める規則（昭和49年北海道規則第5号）
- (2) 北海道営営農用水事業に係る分担金の額を定める規則（昭和49年北海道規則第10号）

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第32号

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則（平成15年北海道規則第8号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第33号

北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則を廃止する規則

北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則（昭和32年北海道規則第97号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第34号

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例施行規則を廃止する規則

北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例施行規則（昭和29年北海道規則第156号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第35号

北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則を廃止する規則

北海道公安委員会公聴会参加者費用弁償規則（昭和24年北海道規則第231号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 訓

## 令

#### 北海道訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関

北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程を廃止する訓令

北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程（平成14年北海道訓令第34号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

